

昭島都市計画地区計画の変更（昭島市決定）
立川基地跡地昭島地区地区計画を次のように変更する。

名 称		立川基地跡地昭島地区地区計画
位 置※		昭島市もくせいの杜一丁目、もくせいの杜二丁目、福島町、築地町及び中神町各地内
面 積※		約 6 1 . 2 h a
地区計画の目標		<p>本地区は、南側が J R 青梅線東中神駅、東側が国営昭和記念公園、西側、北側は住宅地に囲まれた立川市に隣接する地区であり、多摩地域の核として発展している核都市「立川」の一翼を担う地区である。</p> <p>また、多摩の拠点整備基本計画においては、核都市にふさわしい広域的な機能や、業務・商業機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図っていくこととしている。さらに、昭島市都市計画マスタープランにおいては、隣接する国営昭和記念公園と一体となった緑の拠点として位置づけている。</p> <p>本地区では、まちづくりの指針となる土地利用計画に基づき、土地区画整理事業による計画的な市街化を図っており、本地区計画を策定することにより、昭島市の東の玄関口にふさわしい、にぎわいと活気・交流を創出する土地利用を誘導し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を 8 つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>（１）複合利用 A 地区 駅周辺及び国営昭和記念公園へのアクセス動線にあるという立地を活かし、商業を主体としたにぎわいのある交流拠点の形成を図る。</p> <p>（２）環境保全地区 都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。</p> <p>（３）業務地区 地域にエネルギーを供給する施設を含め、業務を主体として多様な機能を誘導し、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。</p> <p>（４）複合利用 B 地区 都市計画道路に隣接する地区としてふさわしいゆとりある住環境を中心に、業務・商業機能などを誘導し、安全で快適な複合市街地の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>(5) 公的利用A地区 広域的な機能を有する国の施設を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。</p> <p>(6) 公的利用B地区 調節池及び平常時のグラウンド利用等により、地域の安全と健康増進に資する土地利用を図る。</p> <p>(7) 公的利用C地区 隣接する立川市域のごみ焼却場と一体の敷地とし、緑地、防災機能を持つオープンスペースの確保等、周辺環境に配慮した土地利用を図る。</p> <p>(8) 公園等利用地区 公園や病院等を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業により道路等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。</p> <p>(1) 道路の整備方針 地区外周部の富士見通りでは安全な歩行者空間の形成を図るため、歩道を設置する。また、昭島市の東の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、交通広場や区画道路を設置する。</p> <p>(2) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、緑道や環境緑地等の配置を積極的に推進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境と調和した魅力ある市街地を形成するために、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>(3) ゆとりある歩行者空間を確保するとともに、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>(4) 周辺環境と調和した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>(5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>(6) 積極的に宅地内の緑化に努め、良好な環境を有する街並みの形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。</p>

地区整備計画	位 置		昭島市もくせいの杜一丁目、もくせいの杜二丁目、福島町、築地町及び中神町各地内				
	面 積		約４８．５ｈａ				
	地区施設の 配置及び規模	種 類	名 称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長 ()は地区外を含 めた全延長	面積	備考
		道 路	区画道路１号※	６～１０ｍ (１２～１６ｍ)	約１，３６０ｍ	—	既設
			区画道路２号※	１２ｍ	約２６０ｍ	—	既設
			区画道路３号※	１２ｍ	約３０ｍ (約４０ｍ)	—	既設
			歩行者専用道路	６ｍ	約２３０ｍ	—	既設
		その他の公共 空地	緑道１号	８ｍ	約５１０ｍ	—	既設
			緑道２号	４ｍ	約２７０ｍ	—	新設
			環境緑地１号	２ｍ	約１，０８０ｍ	—	新設
			環境緑地２号	１．５ｍ	約２５０ｍ	—	新設
			環境緑地３号	０．５ｍ	約１，０３０ｍ	—	新設
			環境緑地４号	８ｍ	約２５０ｍ	—	新設
			歩道状空地１号	１ｍ	約１３０ｍ	—	新設
			歩道状空地２号	１．５ｍ	約３５０ｍ	—	新設

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。ただし、電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なものはこの限りではない。						
		建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さの最高限度は次の各号に掲げる通りとする。ただし、電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 1,000㎡未満の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、25mとする。</p> <p>(2) 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、30mとする。</p>	30m	20m	20m	20m	40m	<p>建築物等の高さの最高限度は次の各号に掲げる通りとする。</p> <p>(1) 1,000㎡未満の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、25mとする。</p> <p>(2) 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、30mとする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色調とする。建築物の外壁面の色彩（色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定められたものとする。以下同じ。）は、（1）及び（2）に掲げる色彩の中から、また、屋根面の色彩は、（3）及び（4）に掲げる色彩の中から使用する。ただし、外壁各面について、各面の 5 分の 1 以下の面積まで（1）及び（2）に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>（1）色相が 0 R（赤）から 5. 0 Y（黄）の場合、明度 4 以上 8. 5 未満、彩度 4 以下の色彩</p> <p>（2）前 1 号に規定する色相以外の色相の場合、明度 4 以上 8. 5 未満、彩度 1 以下の色彩</p> <p>（3）色相が 5. 0 Y R（黄赤）から 5. 0 Y（黄）の場合、明度 6 以下、彩度 4 以下の色彩</p> <p>（4）前 3 号に規定する色相以外の色相の場合、明度 6 以下、彩度 2 以下の色彩</p> <p>2. 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザイン、色彩などについて、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとする。</p>	
		建築物の緑化率の最低限度	<p>1, 0 0 0 m²以上の敷地内における緑化率の最低限度は次の各号のいずれか小さい方とする。ただし、市長が敷地の形態上又は土地利用上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>（1）敷地面積から建築面積を除いた面積の 1 0 分の 2. 5 にあたる面積の敷地面積に対する割合</p> <p>（2）東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成 1 3 年東京都規則第 3 9 号）別表第 2 の区分に応じた面積の欄に掲げる式の末尾に記載している数値に 1 0 分の 0. 5 を加えた数値により算出した面積の敷地面積に対する割合</p>	—

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：中神土地地区画整理事業の見直しに伴い、市内の都市計画公園の再配置を図るため、地区計画を変更する。

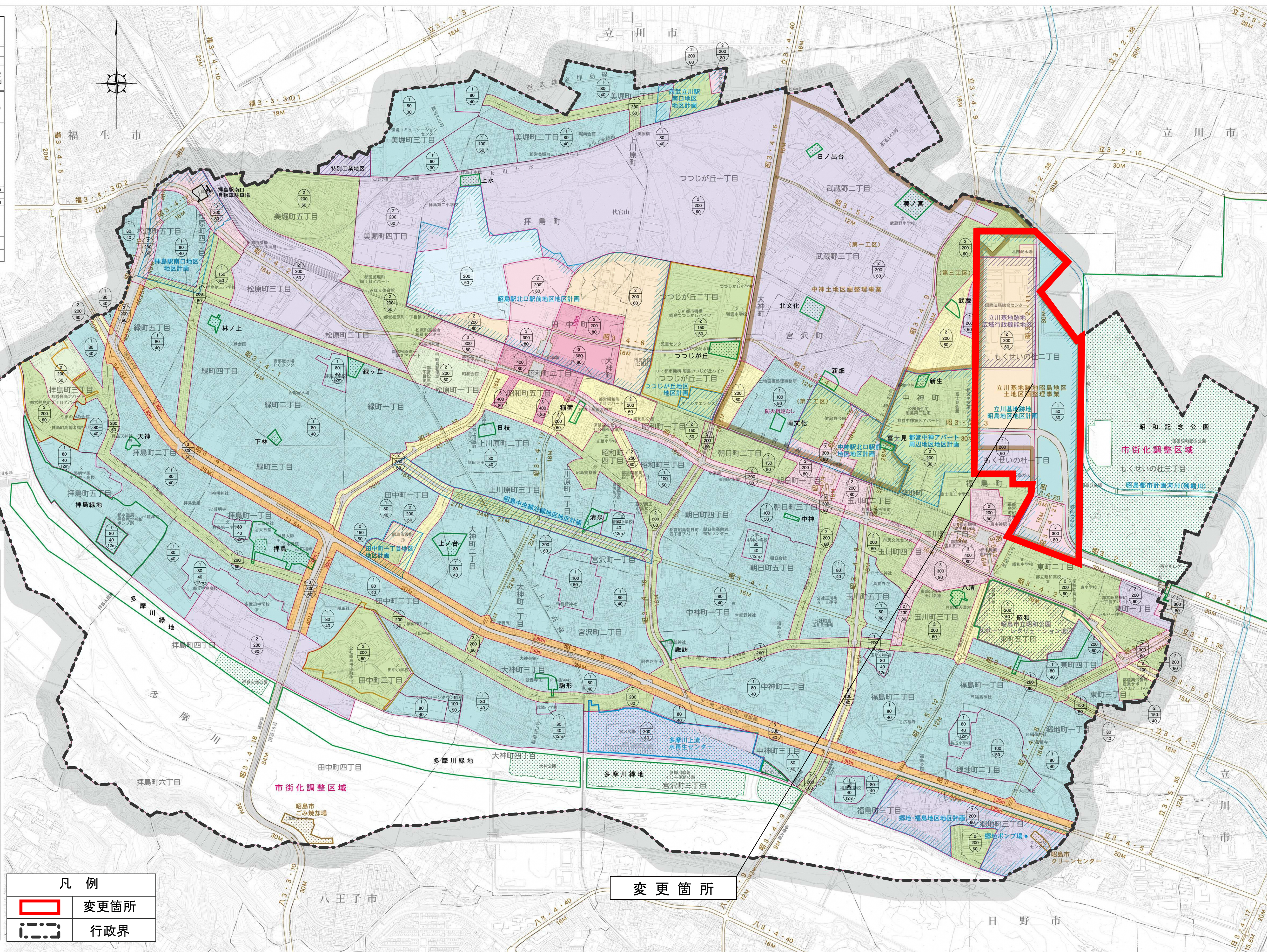
変更概要

※ は、変更箇所又は追加箇所を示す。

事 項		新					旧					摘要		
名 称		立川基地跡地昭島地区地区計画										変更なし		
位 置※		昭島市もくせいの杜一丁目、もくせいの杜二丁目、福島町、築地町及び中神町各地内										変更なし		
面 積※		約 6 1 . 2 h a										変更なし		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 地区外周部の富士見通りでは安全な歩行者空間の形成を図るため、歩道を設置する。また、昭島市の東の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、交通広場や区画道路を設置する。 (2) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、緑道や環境緑地等の配置を積極的に推進する。					土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 地区外周部の富士見通りでは安全な歩行者空間の形成を図るため、歩道を設置する。また、昭島市の東の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、交通広場や区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 地域に親しまれる、やすらぎと憩いの空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、緑道や環境緑地等の配置を積極的に推進する。					公園の都市計画決定に伴う変更		
地区整備計画	位 置		昭島市もくせいの杜一丁目、もくせいの杜二丁目、福島町、築地町及び中神町各地内										変更なし	
	面 積		約 4 8 . 5 h a										変更なし	
	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長 ()は地区外を含めた全延長	面積	備考	名 称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長 ()は地区外を含めた全延長	面積	備考	公園の都市計画決定に伴う変更	
		道 路	区画道路 1 号※	6～10m (12～16 m)	約 1,360m	—	既設	区画道路 1 号※	6～10m (12～16 m)	約 1,360m	—	既設		
		区画道路 2 号※	12m	約 260m	—	既設	区画道路 2 号※	12m	約 260m	—	既設			

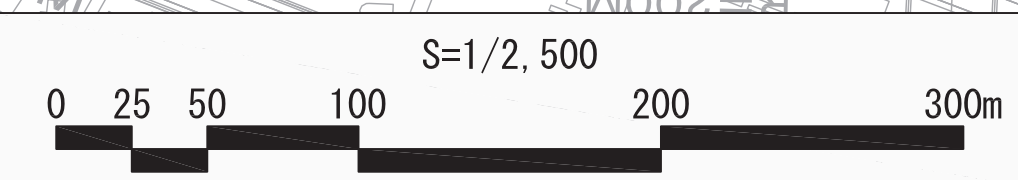
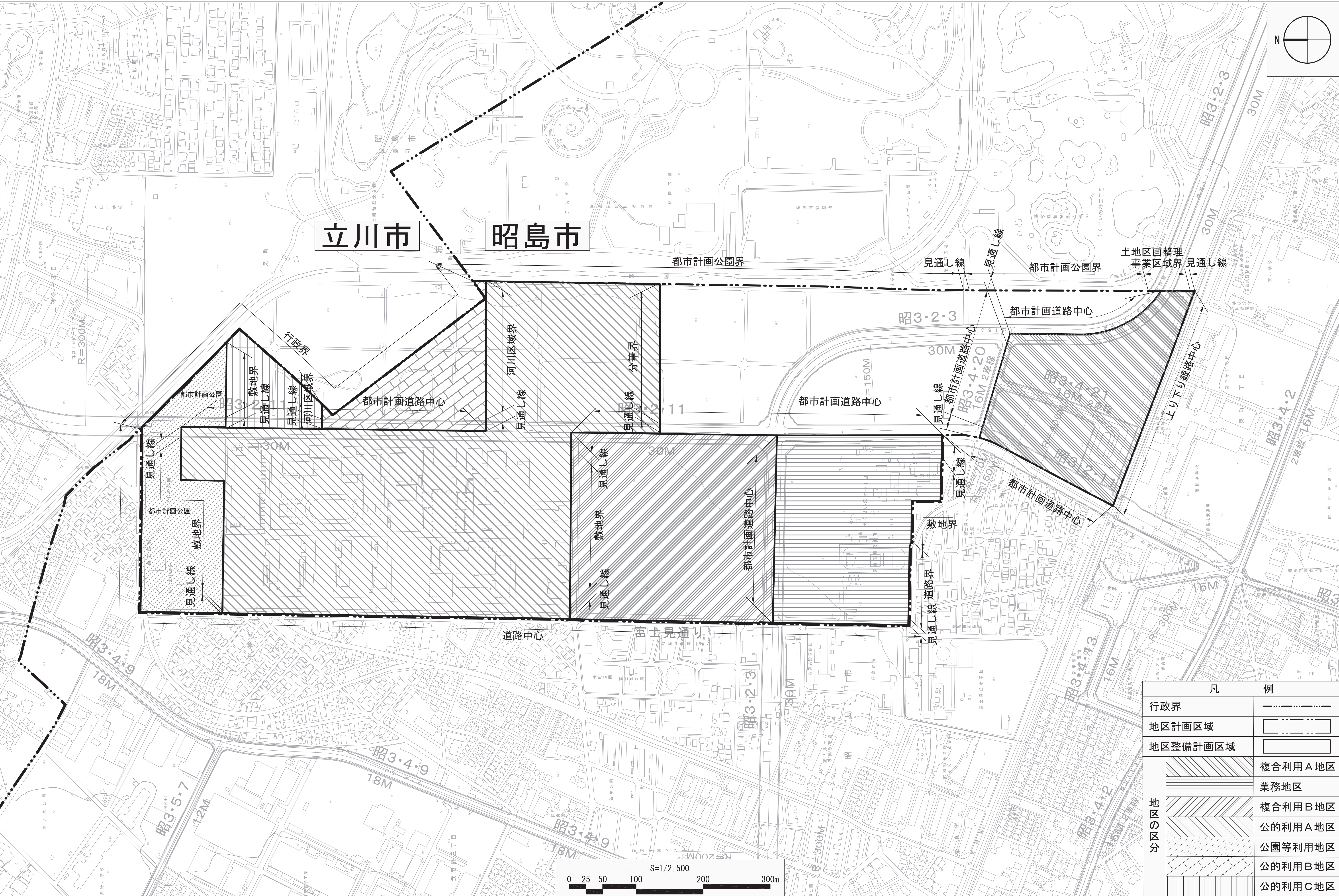
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 3 号※	12m	約 30m (約 40m)	—	既設	区画道路 3 号※	12m	約 30m (約 40m)	—	既設	公園の都市計画 決定に伴う変更	
			歩行者専用 道路	6m	約 230m	—	既設	歩行者専 用道路	6m	約 230m	—	既設		
		公園	二						公園 1 号	二	二	約 25,500 m ²		既設
		その他の公共空 地	緑道 1 号	8m	約 510m	—	既設	緑道 1 号	8m	約 510m	—	既設		
			環境緑地 1 号	2m	約 1,080m	—	新設	環境緑地 1 号	2m	約 1,080m	—	新設		
			環境緑地 4 号	8m	約 250m	—	新設	環境緑地 4 号	8m	約 250m	—	新設		

縮尺=1:10,000



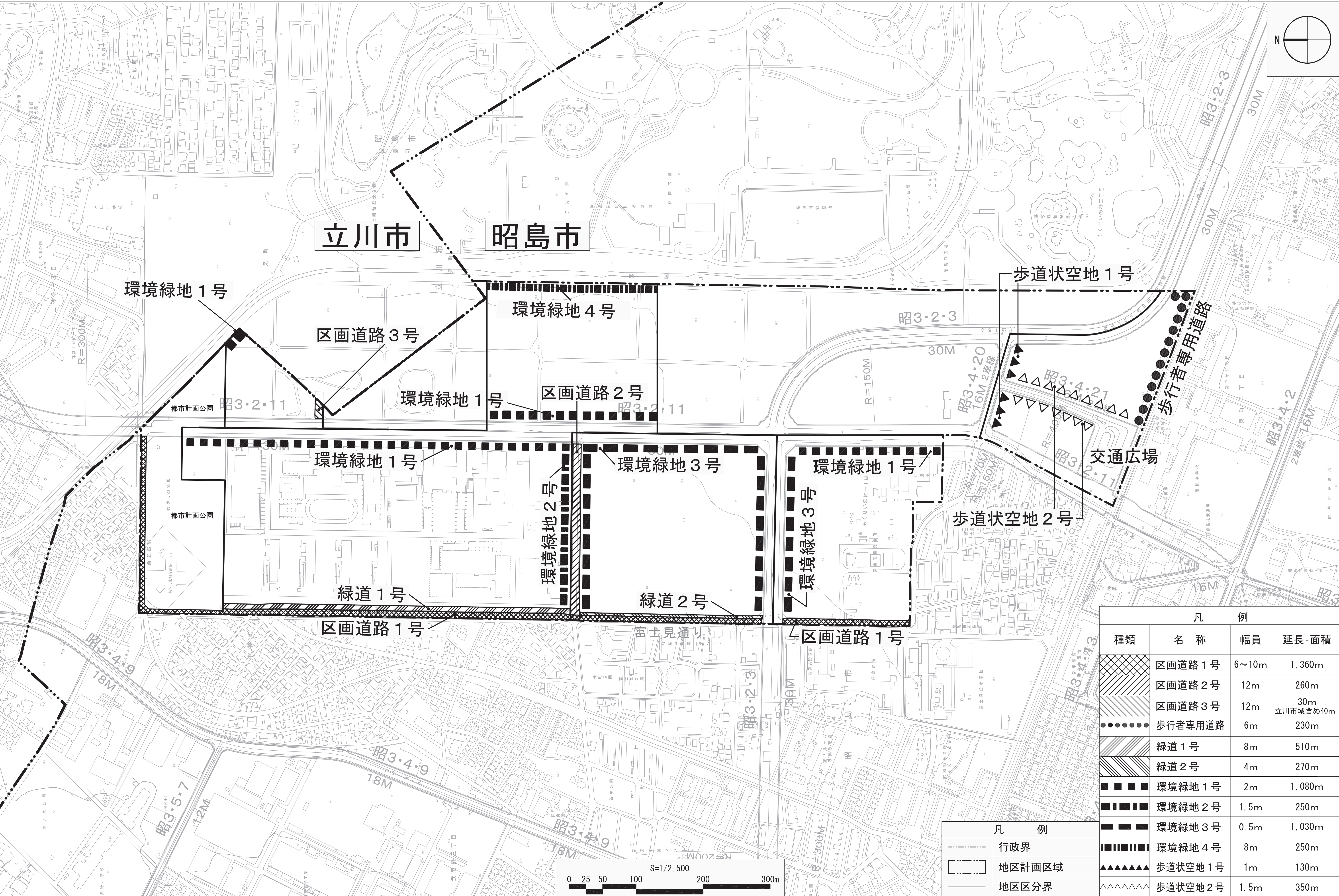
*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 31 都基交測第 79 号、令和元年11月8日

*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 31 都基交測第 79 号、令和元年11月8日



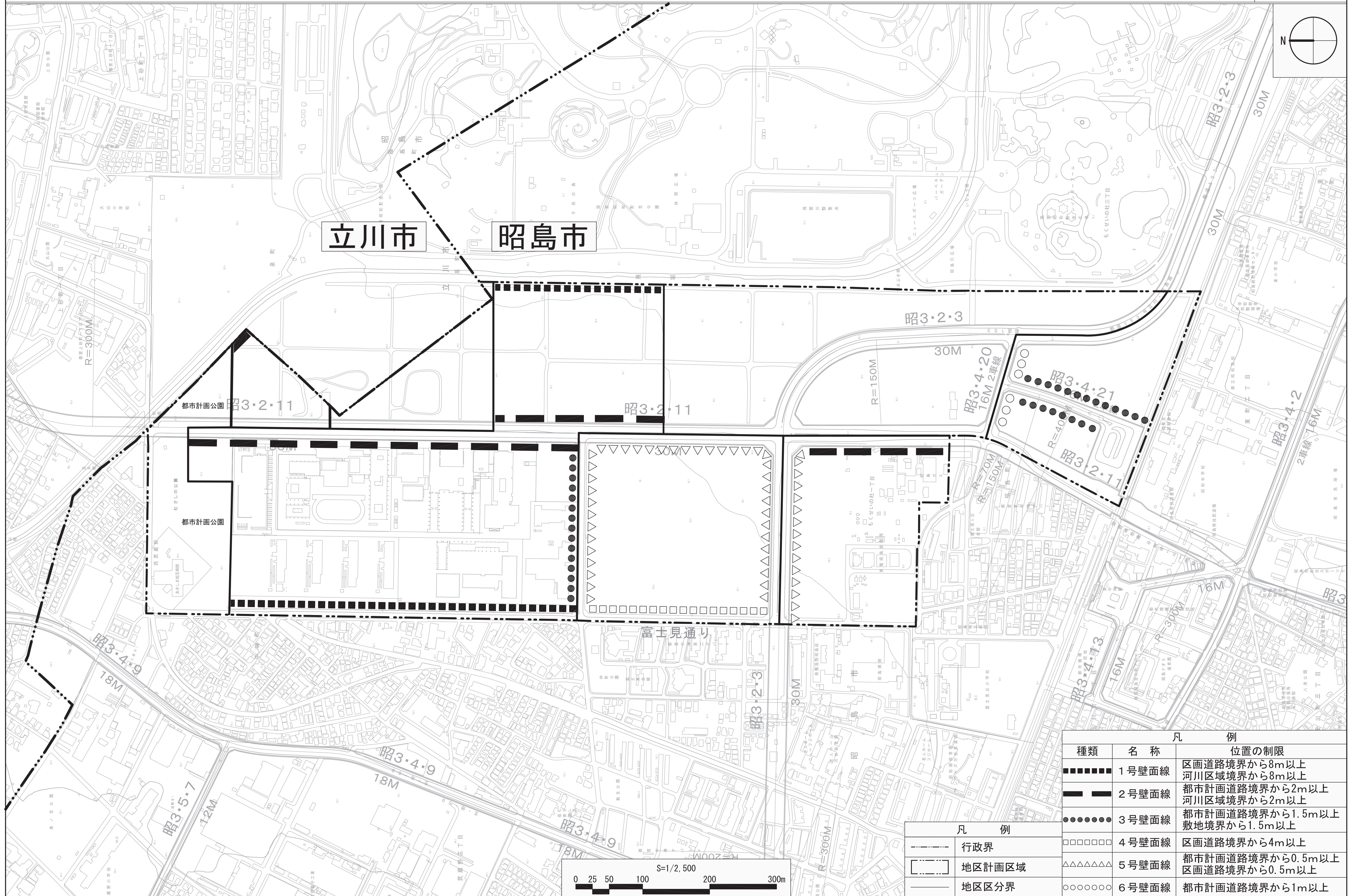
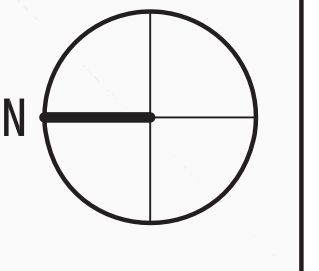
凡 例	
行政区界	-----
地区計画区域	-----
地区整備計画区域	-----
地区の区分	複合利用A地区
	業務地区
	複合利用B地区
	公的利用A地区
	公園等利用地区
	公的利用B地区
	公的利用C地区

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交審第28号
（承認番号）3都市基調審第171号、令和3年8月26日



凡 例			
種類	名 称	幅員	延長・面積
	区画道路 1 号	6～10m	1,360m
	区画道路 2 号	12m	260m
	区画道路 3 号	12m	30m 立川市域含め40m
	歩行者専用道路	6m	230m
	緑道 1 号	8m	510m
	緑道 2 号	4m	270m
	環境緑地 1 号	2m	1,080m
	環境緑地 2 号	1.5m	250m
	環境緑地 3 号	0.5m	1,030m
	環境緑地 4 号	8m	250m
	歩道状空地 1 号	1m	130m
	歩道状空地 2 号	1.5m	350m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交審第28号
（承認番号）3都市基街都第171号、令和3年8月26日



方針 附 図

